

令和8年5月始良市農業委員会総会 議事録

- 開催日時：令和8年5月29日(金) 午後1時30分～
- 開催場所：始良市役所 本庁舎3階 大会議室
- 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	猶木 悟	1 1 番	白尾 親昭
2 番	大重 孝司(欠席)	1 2 番	平 富士夫
3 番	市菌 由美子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	市野 たつ子(欠席)	1 4 番	宮原 千年
5 番	長野 洋一	1 5 番	森山 良久
6 番	杉尾 敏憲	1 6 番	橋本 好文
7 番	三宅 利秋	1 7 番	松元 信道
		1 8 番	山下 妙子
9 番	緒方 清隆	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	内飩 達也		

農地利用最適化推進委員

1 番	新村 秋弘	7 番	福ヶ迫 浩二
2 番	中村 博明	8 番	柚木 利雄
3 番	東村 和人	9 番	小門口 隆
4 番	福元 誠	1 0 番	中尾 和久
5 番	隈原 康男(欠席)	1 1 番	松永 政裕(欠席)
6 番	東 裕治	1 2 番	本村 正一

4. 議事日程

- 議事録署名委員の指名
- 会議書記の指名
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更(案)について
- 議案第7号 始良市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- 議案第8号 始良市農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦について
- 議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
- 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
- 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
- その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 振興係長 農地係主幹
農地係主任主査 農地係主査 振興係主任主査

事務局 議 長 議 長 事務局 議 長 委員 議 長 議 長	姿勢を正してください。一同礼。 ただいまから、令和８年５月、 始良市農業委員会総会を開会いたします。 出席農業委員は、１８名中１６名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ——— まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。 〔事務局 報告〕 ——— 日程第１ 議事録署名委員の指名 ——— 次に、日程第１、始良市農業委員会 会議規則 第１７条第２項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 委員 『異議なし』 それでは、農業委員５番、農業委員６番に、お願いいたします。 ——— 日程第２ 会議書記の指名 ——— 次に、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐兼農地係長と振興係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。
--	---

—— 日程第3 議案第1号 ——

議 長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1ページです。

今月の申請件数につきましては、4件でしたが、3番が譲受人の都合により取下げとなり、3件をご審議いただくこととなります。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、平松の田が1筆で、面積が581㎡、贈与による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、推進委員1番です。調査報告いたします。令和8年5月12日、代理人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人で、野菜を作るということです。農作業用機械は、草払機、軽トラックを所有し、不足する機械は、リースで対応するとのことでした。また、通作距離は、自宅から800mです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町米丸の1筆で、面積が1,090㎡、売買による所有権移転です。

以上で、2番の説明を終わります。

議 長 委 員 議 長 事務局 議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 5 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 5 番です。調査報告いたします。令和 8 年 5 月 13 日、譲受人に現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、奥さんと息子の 3 人です。農業用機械は、トラクター、コンバイン、軽トラック等、一式揃っております。また、通作距離も、自宅から 8 km で、問題ありません。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。 次の、3 番につきましては、取り下げでございます。 次に、4 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、引き続き 4 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人有限会社〇〇、申請地は、加治木町日木山の畑が 6 筆で、合計面積が 24,044 m²、売買による所有権移転です。なお、この案件につきましては、法人解散に伴う清算行為となります。 以上で、4 番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員 9 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 9 番です。調査報告いたします。令和 8 年 5 月 15 日、譲受人宅を訪問し、行政書士と本人を交えて、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。説明のとおり、法人解散に伴う個人への譲受けということです。農業用機械は、トラクター 1 台、軽トラック 2 台、3 t トラック 1 台、管理機 1 台、噴霧器 1 台を譲り受けるほか、トラクターやマルチャー等を所有されております。労働力は、本人 1 人ですが、家族の協力をもらえるということです。本人の技術に問題はありません。通作時間は、自宅から 5 分程度ということで、自宅の周りにほ場があります。農作業常時従事要件は、専業農家であり、地域調和要件は、5 番以外は「ならない」ということで、問題ありません。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
---	---

議 長	それでは、議案第 1 号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 4 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 4 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 4 番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。
———— 日程第 4 議案第 2 号 ————	
議 長	次に、日程第 4、議案第 2 号、農地転用事業計画変更申請について、議題に供します。
	1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 2 号、農地転用事業計画変更申請についてご説明いたします。総会資料は、2 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は加治木町反土の畑が 1 筆で、面積は、2 6 5 ㎡となっております。申請人が、学童保育所で、令和 7 年 5 月 9 日付けで 5 条許可を得ておりましたが、許可後、立地条件等から計画を白紙に戻したため、一般住宅として利用する事業計画の変更となっております。 この後の、議案第 3 号の 1 番で、農地法第 4 条申請が併せて提出されております。 以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 13 番に、議案第 3 号の 1 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 13 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約 300m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 2 号、農地転用事業計画変更申請について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 2 号、農地転用事業計画変更申請について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 2 号、農地転用事業計画変更申請については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ——— 日程第 5 議案第 3 号 ———
議 長	次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、3 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。

	事務局 それでは、1 番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、申請地は加治木町反土の畑が 1 筆で、面積は、2 6 5 m²です。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は一般住宅となっております。申請理由は、長年生活をしていた始良市に居住したいためです。 隣接地 2 7 7 2－8 の一部（宅地）4．0 0 m²と一体利用で全事業面積は 2 6 9．0 0 m²です。 こちらは議案第 2 号の 1 番と関連しております。 参考資料の 4 ページに始末書が添付されております。内容につきましては、学童保育所の計画を断念し、一般住宅を建築した旨の経緯が記載されております。 以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第 2 号の 1 番で、農業委員 1 3 番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 これより、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委 員 〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
———— 日程第 6 議案第 4 号 ————	
議 長	次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 1 4 番について、説明をお願いします。

議 長 事務局	まず、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、4ページから9ページでございます。今月の申請件数につきましては、番号9番が5月28日付けで、県に盛土規制法の本申請が間に合わなかったため、取り下げ申請がありましたので、13件となっております。総会資料配布後に、取り下げの申請があったため、総会資料には、取り下げの記載がされていませんが、ご了承ください。また、9ページの総合計の欄も訂正があります。たいへん申しわけありますが、数値を申し上げますので、訂正をお願いします。田の筆数7筆を5筆に、面積3,642㎡を2,527㎡に、計の筆数25筆を23筆に、面積10,413㎡を9,298㎡に訂正してください。変更分は、タブレットにも記載してありますので、ご確認ください。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇他1名、土地の所在は、船津の田が2筆で、合計面積が計970㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第1種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、自宅兼事務所も近く、最適であるためとのことです。 こちらの申請は、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。また、第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員13番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員13番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、東に約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が転用許可地と山林、西が宅地、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員として、許可意見であります。

委員 議長	以上で報告を終わります。
事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 それでは、2番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の畑が2筆で、合計面積が380㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、貸駐車場で、申請理由は、近隣の駐車場不足を解消することで、地域貢献したいということです。 こちらの申請は、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付します。 以上で説明を終わります。
議長 委員	ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約500mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が県道と宅地、南が市道と宅地、北が畑（転用申請地）です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長 事務局	次に、3番について、事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆で、面積が116㎡のうち69㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、通路で、申請理由は、隣接地への通路がないためということです。 こちらの申請は、隣接地2072の宅地441㎡と一体利用となり、全事業面積が510㎡となります。 以上で説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員 2 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約 5 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が県道、南が畑（転用申請地）、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員として、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、4 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇他 4 名、土地の所在は、加治木町木田の畑が 7 筆で、合計面積が 3, 4 3 1 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（1 1 区画）し、販売を行うことで、自社の経営安定を図りたいとのことです。 こちらの申請は、県に開発許可が申請中であり、開発許可の許可日と同日で 5 条の許可書を交付いたします。また、面積 3 0 a 超のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 9 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 9 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約 1 5 0 m の位置にあります。造成工法は、盛土 0. 5 m、土留め工法は、L 型擁壁 0. 8 m と塀ブロック 0. 2 から 0. 6 m となっております。被害防除現況としましては、東が市道と宅地、西が宅地、南が市道、北が公衆用道路と宅地です。それから、土砂の流出、崩落防止対策は有りということです。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基

委員	準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、５番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、５番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が１筆で、面積が３９７㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己住宅を建築し、生活安定を図りたいとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員５番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員５番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約４００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、６番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、６番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇他１名、土地の所在は、平松の畑が３筆で、合計面積が１，２４７㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（４区画）に適していると判断したためとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員６番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい、農業委員 6 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約 3 5 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑と宅地、西が市道と宅地、南が宅地、北が雑種地と宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町久末の畑が 1 筆で、面積が 4 1 9 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己住宅を建築し、生活安定を図りたいとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員 1 0 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員 1 0 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約 2 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が雑種地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が 1 筆で、面積が 4 5 7 m²です。権利の内容は、所有権

事務局 議 長	移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、集合住宅で、申請理由は、申請地を取得し、集合住宅として利用するとのことです。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員 議 長	はい、農業委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約200mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が転用許可地、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次の、9番につきましては、取り下げでございます。 次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議 長	それでは、10番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、永池町の畑が1筆で、面積が264㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、申請地に自己の住宅を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員6番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、１１番について、事務局の説明を求めます。 それでは、１１番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、宮島町の畑が１筆で、面積が２４６㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅、申請理由は、自己住宅を建築し、生活の安定を図りたいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員５番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員５番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約３５０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、１２番について、事務局の説明を求めます。 それでは、１２番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇他１名、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の畑が１筆で、面積が３１８㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第２種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家で手狭なため、自己住宅を建築したいとのことです。 以上で報告を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員１０番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員１０番です。調査報告いたします。農地区分は、第２種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約２００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が畑、

委員 議長 事務局 議長 委員 議長	北が畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、１３番について、事務局の説明を求めます。 それでは、１３番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇他１名、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の田が１筆で、面積が１，１１４㎡のうち５５０㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、自己の住宅を建築したいとのです。 こちらの申請は、隣接地３０３５－１５の雑種地５７㎡と一体利用となり、全事業面積が６０７㎡となります。 参考資料の５６ページに面積超過の理由書が添付されております。内容といたしましては、申請地が隣接地より約１．５ｍ高くなっており、法面保護のスペースとして約５０㎡程度必要で、実際に生活に供する部分は約４６１㎡となる旨が記載されております。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員６番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員６番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約３５０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と雑種地、西が用悪水路、南が用悪水路、北が畑（転用申請地）です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、１４番について、事務局の説明を求めます。
--	---

事務局	それでは、14番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の田が1筆で、面積が1,114㎡のうち550㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在の住居が老朽化しているため、新しい住宅を建築したいとのです。 こちらの申請は、隣接地3035-15の雑種地57㎡と一体利用となり、全事業面積が607㎡となります。 参考資料の60ページに面積超過の理由書が添付されております。内容といたしましては、申請地が隣接地より約1.5m高くなっており、約9.71㎡が法面となっていることと併せて袋小路となっているため、車の安全な展開スペース（約60㎡）を確保する必要がある旨が記載されております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と雑種地、西が用悪水路、南が畑（転用申請地）、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 議長 議長 事務局 議長 委員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ——— 日程第7 議案第5号 ——— 次に、日程第7、議案第5号、非農地証明願について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第5号、非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は、10ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、加治木町小山田の田が1筆、面積は、2,221㎡です。農地区分は第2種農地で、現況は宅地であります。昭和48年12月10日に店舗が建築されて以降、宅地として利用されているとのことで、非農地証明願が提出されております。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員7番です。調査報告いたします。申請人は、〇〇、申請地は、加治木町小山田の田が1筆で、農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から北東に約350mの位置にあります。申請のとおり、宅地となってから52年程度経っていると認められます。被害防除現況は、東が県道と宅地、西が河川と原野と雑種地と山林、南が雑種地、北が転用許可地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。
--	---

議 長	これより、議案第５号、非農地証明願について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第５号、非農地証明願について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第５号、非農地証明願については、原案のとおり承認することに、決定しました。 ——— 日程第８ 議案第６号 ———
議 長	次に、日程第８、議案第６号、始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更案について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第６号、始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正（案）についてご説明いたします。 総会資料の１１ページをご覧ください。 令和５年４月１日から改正農業委員会法が施行されたことにより、指針の作成が努力義務から必須へと変更となっております。 この指針は、「農地利用最適化の推進」の３つの柱である、『遊休農地の解消』、『担い手への農地利用集積』、『新規参入の促進』につきまして、目標と推進方法等を定めたものでございます。 また、長期的な目標として１０年後に目指す農地の状況等を示すものであり、委員の改選期である３年ごとに見直しを行うものとなっております。 先ずは、資料についてご説明させていただきます。総会資料１２ページから１６ページは、今回の指針修正（案）となり、赤字が修正・追加した部分となります。１７ページから２１ページは、修正・追加部分に加えて、前回の令和５年に策定した指針、黒の取消し線部分が含まれたものとなります。

それでは、１７ページをご覧ください。上段の取消線につきましては、今後、人口の伸び悩みが想定されることより、この行を削除したいと考えております。

次に、１８ページをご覧ください。【１．遊休農地の発生防止・解消について】の（１）遊休農地の解消目標の表中です。管内の農地面積につきましては、農林水産統計年報における耕地面積に遊休農地面積を足した数字となっております。また、遊休農地面積の算定につきましては、鹿児島県より、解消面積を１０年間で４３．９ｈａと示されていますので、この４３．９ｈａを１０年で割り、１年当たりの解消面積を４．４ｈａとし現状の面積から差引いた数字を用いております。併せて、注の欄も変更となります。

次に、１９ページをご覧ください。【２．担い手への農地利用の集積・集約化について】（１）集積面積目標の表中です。遊休農地の解消目標の管内の農地面積と同じ数字を用いております。目標集積率については、鹿児島県より１０年後の目標を９０％とするように指示があります。よって、集積面積は各年の集積率から逆算して得た数としました。併せて、注の欄も変更となります。

続きまして、中段（２）の①農地所有者等の意向確認 １・５・一会の前にリレーションシップを追加し、併せてよみがなを削除したいと考えております。

続きまして、下段の③地域計画の作成・見直しについて、すでに作成済のため、作成・見直し」を国が用いている「変更」の文言に変えたいと考えております。また、その下の「作成・見直し」を国が用いている「ブラッシュアップ（完成度の向上）」に変更したいと考えております。併せて、次の１９ページの下段につきましても同様に「ブラッシュアップ（完成度の向上）」に変更したいと考えております。

次に、２０ページになります。中断⑥農地の所有者等を確知できない農地の取扱いの「制度」とありますが、「制度」を明確にするため、「所有者不明農地制度等」に変更したいと考えております。

続きまして、３新規参入の促進についての表のところですが、新規参入数の現状の欄ですが、前回までは、令和２年度からの積み上げた数を計上していましたが、新規就農者の取得面積の集計が困難であり、農業会議と協議の結果、令和５年度から令和７年度の３か年の実績を計上することとしました。また、新規参入数の１０年後の目標は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を参考に５経営体を計上しました。なお、面積につきましては、令和５年度から令和７年度の３か年の取得面積の実績を参考に計上しております。

事務局	次に、21ページです。下段の地域計画の定期的な「見直し」とありますが、国が用いている文言に合わせて、「変更」に変えたいと考えております。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしく申し上げます。
議長	これより、議案第6号、始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更案について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	(農業委員17番より) 委員の改選期の3年ごとに、農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等の検証・見直しを行うと説明がありました。 「地域計画」が農業委員・推進委員の3年間の目標であると認識しておりますが、「地域計画」は、現在19地区(加治木5、始良5、蒲生9)ありまして、以前の人・農地プランは、24地区(加治木7、始良8、蒲生9)あって、それが統合されて今の19地区になっています。そのような経緯等を踏まえ、農政課の担当から説明してもらって、各地区の「地域計画」について勉強する機会を設けてほしいと感じております。 19ページに、担い手への農地利用集積目標が、県が示した目標数値90%となっておりますが、今の段階で各地区の目標地図は、白地の部分が多く、90%に持っていくにはかなりの努力が必要だと考えます。 19ページの(2)の③について、「変更」と「ブラッシュアップ(完成度の向上)」という表現になっていますが、「分析・検証」というわかりやすい表現が妥当ではないかと考えます。また、④の「ブラッシュアップ(完成度の向上)」という文言は削除で良いのではないのでしょうか。
事務局	19地区になった経緯を説明すれば、よろしいですか。
委員	そうではなくて、それも踏まえて各地区(旧町単位)で、勉強する機会を設けてほしいということです。 「地域計画」は19地区あって、委員さんはそれぞれ担当地区がありますが、それがない委員さんもいらっしゃいます。自分は担当地区以外の地区にも参加していますが、そのなかで「地域計画」ができた歴史等も話す機会があればと考えております。

事務局	研修会については、この後の「最適化推進会議」のなかで、簡単に農政課の方で説明しますが、要望があれば農政課と協議して研修会を開催したいと考えており、11月には研修会（説明会）を計画しております。
委員	文言については、事務局に一任し、この指針おける目標等について何ら異論はありませんが、目標達成のためには、基になります「地域計画」について、勉強する機会が必要であるということを言いたかったわけです。
委員	（農業委員9番） 1点確認です。19ページの（2）の③について、表題と文中の表現が違いますが、語意を統一しない理由を教えてください。本来であれば、一緒であるべきだと考えます。
事務局	最終目標は、地域計画を「変更」するということですが、文中では手段として「ブラッシュアップ」を用い、使い分けており、そのような表現になっております。
委員	（農業委員17番より） 今、意見がありましたが、先ほども申し上げましたとおり、③の表題を「分析・検証」に、本文は「分析・検証に努め、ブラッシュアップ（完成度の向上）に主体的に取り組む」という表現にしたら良いのではないですか。
事務局	事務局としては、ブラッシュアップという言葉に、「分析・検証」も含まれていると解釈していますので、この文言で如何でしょうか。
委員	皆さんが理解できれば、それで良いのですが、「変更」という表現より、わかりやすい「分析・検証」という文言の方が良いと考えますので、必要があれば事務局と詰めるということで、大筋では了解ということで決めたらどうですか。
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第6号、始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更案については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 議長 議長 事務局 議長 委員 議長 議長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第6号、始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更案については、原案のとおり、承認することに、決定いたしました。 ——— 日程第9 議案第7号 ——— 次に、日程第9、議案第7号、始良市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。 議案第7号、始良市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、ご説明いたします。 こちらは、担当部署は農政課になります。始良市長から始良市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦についての依頼がありましたので、議案として提案するものです。 推薦委員の数は、3名、委嘱期間は、委嘱の日から令和10年3月31日まで、その他で、女性の登用と地区割に配慮した形での推薦の希望がございます。始良市農業振興地域整備促進協議会の根拠法令、調査審議事項は掲載してあるとおりですので、参考としてください。この協議会は、8月、2月の年2回開催されます。その他に、農振除外関連で協議会の審査が行われる場合、農業委員会に対し意見聴取を求められます。その際の現地調査に年2回（7月と1月）出席いただきますので、年4回の出席になる予定です。 なお、令和元年度以降の委員を載せてございますので、ご確認ください。 以上で、説明を終わります。 ただ今の説明に対しまして、ご質問等はございませんか。 〔質疑・意見なし〕 それでは、始良市農業振興地域整備促進協議会の委員をやりたい方は、いらっしゃいませんか。 〔しばらく、間を空ける〕 いらっしゃらなければ、事務案を提示させていただきます。
--	---

	事務局	〔事務局案提示〕
議 長		それでは、議案第 7 号、始良市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、農業委員 1 番、農業委員 4 番、農業委員 1 6 番の 3 名を推薦することにご異議ございませんか。
	委 員	〔異議なし〕
議 長		ご異議ないようですので、議案第 7 号、始良市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦については、農業委員 1 番、農業委員 4 番、農業委員 1 6 番の 3 名を推薦することに、決定いたしました。 ——— 日程第 1 0 議案第 8 号 ———
議 長		次に、日程第 1 0、議案第 8 号、始良市農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第 8 号、始良市農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦について、ご説明いたします。 こちら、担当部署は農政課になります。始良市長から始良市農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦について、1 名の推薦依頼がありましたので、議案として提案するものです。 委嘱期間は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 7 月 3 1 日までです。この委員の調査審議事項は、共済見舞金に関する重要な事項を審議する運営審査委員会に出席していただくことになり、出席回数は 8 月、2 月の年 2 回となります。 なお、令和元年度以降の委員を載せてございますので、ご確認ください。 以上で、説明を終わります。
議 長		ただ今の説明に対しまして、ご質問等はございませんか。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、始良市農林業労働者災害共済運営審査委員会の委員をやりたい方は、いらっしゃいませんか。 〔しばらく、間を空ける〕

議 長	いらっしゃらなければ、事務案を提示させていただきます。
事務局	〔事務局案提示〕
議 長	それでは、議案第 8 号、始良市農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦について、農業委員 9 番を推薦することにご異議ございませんか。
委 員	〔異議なし〕
議 長	ご異議ないようですので、議案第 8 号、始良市農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦については、農業委員 9 番を推薦することに、決定いたしました。 ——— 日程第 1 1 議案第 9 号 ———
議 長	それでは、日程第 1 1、議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 1 番から 1 4 7 番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について説明いたします。総会資料の 2 4 ページをご覧ください。 契約の始期は、令和 8 年 7 月 1 日を予定しております。新規 1 3 6 筆、合計面積 1 8 1, 3 8 5 m²、耕作者変更 1 1 筆、合計面積 1 6, 4 0 4 m²となっております。契約年数につきましては、1 年間で 2 件、2 年間で 9 件、3 年間で 4 件、5 年間で 2 7 件、1 0 年間で 4 2 件、2 0 年間で 1 件、変更に伴う残存期間の契約が 5 件となっております。 契約の詳細につきましては、2 5 ページから 3 0 ページに記載しておりますのでご確認ください。 なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地 1 4 7 筆中 1 3 1 筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。 また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。

	事務局 議事参与についてです。資料は３０ページです。１３８番が山下委員、１３９番～１４０番が〇〇委員、１４１番が〇〇委員、１４２番～１４５番が〇〇委員、１４６番が〇〇委員、１４７番が〇〇委員に関連する議案となっております。 つきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第９号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１番から１４７番について、質疑に入ります。 なお、１３８番から１４７番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 まず、１番から１３７番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第９号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１番から１３７番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第９号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１番から１３７番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、１３８番の関係者、農業委員１８番の退席をお願いします。 〔委員退席〕
議 長	それでは、１３８番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

議 長 委 員	〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、138 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、138 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員 18 番の着席をお願いします。 それでは、次に、139 番から 140 番の関係者、農業委員 5 番の退席をお願いします。 〔委員退席〕
議 長	それでは、139 番から 140 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、139 番から 140 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、139 番から 140 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員 5 番の着席をお願いします。

議 長	農業委員 2 番は、欠席でございます。 それでは、1 4 1 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 4 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 4 1 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、次に、1 4 2 番から 1 4 5 番の関係者、農業委員 6 番の退席をお願いします。 〔委員退席〕
議 長	それでは、1 4 2 番から 1 4 5 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 4 2 番から 1 4 5 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 4 2 番から 1 4 5 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員 6 番の着席をお願いします。

議 長	それでは、次に、１４６番の関係者、農業委員１６番の退席をお願いします。 〔委員退席〕 それでは、１４６番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第９号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１４６番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第９号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１４６番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員１６番の着席をお願いします。 次の、１４７番につきましては、私が議事参与制限に関係しておりますので、会長職務代理者の、農業委員１３番と議長を交代し、私は退席いたします。 〔会長 退席・職務代理者農業委員 議長席着席〕
議 長 職務代理	それでは、１４７番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長 職務代理	それでは、お諮りいたします。議案第９号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１４７番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 議長 職務代理	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第9号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、147番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、会長と議長を交代いたします。 〔職務代理者農業委員 議長席退席・会長 議長席着席〕 ———— 日程第12 ————
議長 事務局	次に、日程第12、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）の認可について、事務局からの報告を求めます。 それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について鹿児島県知事通知をご覧ください。 県知事の認可日は、令和8年5月13日、同日付で公告となっております。貸付開始日は令和8年6月1日、新規121筆、172,083㎡、耕作者変更が3筆、面積が1,429㎡となっております。 概要については、2ページから5ページ、各筆の明細については、6ページから13ページをご確認ください。 以上で報告を終わります。 ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。 委員 「質疑・意見なし」
議長 事務局	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ———— 日程第13 ———— 次に、日程第13、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。 それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約について報告をいたします。今月は、13件が提出されております。

	事務局	内容につきましては、別紙、合意解約（５月分）をご確認ください。売買、中間管理機構への移行、耕作者変更、規模縮小などの要因で解約がなされております。 以上で報告を終わります。
議 長		ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 ——— 日程第１４ ———
議 長		次に、日程第１４、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
	委 員	〔委員から〕
議 長		事務局からは、何かありませんか。
	事務局	〔事務局から〕 ○作業グループについて（グループ長・副グループ長、活動計画） ○作業服の採寸について
議 長		それでは、以上をもちまして、令和８年５月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
	事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____

